

改正

平成一七年 三月一五日規則第一〇号
平成一九年 八月一〇日規則第七一号
平成二〇年 八月二九日規則第七八号
平成二一年 三月三一日規則第六六号
平成二五年一二月二四日規則第六九号
平成三一年 三月二九日規則第四六号
令和 二年 三月三一日規則第四五号
令和 六年 六月二八日規則第五五号
令和 八年 三月三一日規則第四四号

埼玉県農業大学校規則を全部改正するため、埼玉県農業大学校管理規則をここに公布する。

埼玉県農業大学校管理規則

埼玉県農業大学校規則（昭和五十九年埼玉県規則第七十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、埼玉県農業大学校条例（平成十五年埼玉県条例第三十五号。以下「条例」という。）第十一条の規定に基づき、埼玉県農業大学校（以下「大学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（学生の定員）

第二条 条例第四条第二項の学科の学生の定員は、次の表のとおりとする。

学科	学生の定員（一学年）
野菜学科	三十人
水田複合学科	五人
花植木学科	十五人
酪農学科	五人
短期農業学科	三十五人

2 前項の規定にかかわらず、大学校の長（以下「校長」という。）は、必要があると認めるときは、同項に規定する学生の定員を変更することができる。

（専攻の設置）

第三条 学科に、次の表のとおり専攻を置く。

学科	専攻
野菜学科	施設栽培専攻 露地栽培専攻
水田複合学科	水田複合専攻
花植木学科	花き専攻 植木造園専攻
酪農学科	酪農専攻
短期農業学科	短期野菜専攻 有機農業専攻

（教育課程）

第四条 大学校の教育課程は、別表のとおりとする。

（学年）

第五条 大学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(休業日)

第六条 大学の休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 開校記念日
 - 四 夏季休業日 八月一日から八月三十一日までの間において校長が定める期間
 - 五 冬季休業日 十二月二十二日から翌年一月九日までの間において校長が定める期間
 - 六 春季休業日 三月二十二日から四月九日までの間において校長が定める期間
 - 七 その他校長が臨時に定める日
- 2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

(出願手続)

第七条 大学に入学しようとする者は、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

- 一 様式第一号の入学願書
- 二 最終学校の学業成績証明書又は調査書
- 三 様式第二号の入学の動機及び卒業後の目標
- 四 様式第三号の推薦書（推薦入学試験により入学しようとする者に限る。）
- 五 その他校長が別に定める書類

(入学試験)

第八条 大学において実施する入学試験は、一般入学試験又は推薦入学試験とする。

- 2 入学試験は、学科試験及び人物試験の方法により行う。
- 3 入学試験の期日、場所、試験科目その他実施について必要な事項は、あらかじめ校長が定め、公告する。

(入学手続)

第九条 入学試験に合格した者で入学の許可を受けようとするものは、校長が指定する期日までに、連帯保証人及び身元引受人を定め、連帯保証人と共に記名した様式第四号（一）の授業料に係る誓約書及び身元引受人と共に記名した様式第四号（二）の大学生活に係る誓約書を校長に提出しなければならない。この場合において、入学の許可を受けようとする者が未成年者であるときは、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に保護又は扶助するものをいう。）がそれぞれの誓約書に共に記名しなければならない。

- 2 前項の連帯保証人及び身元引受人は、成年者でなければならず、また、連帯保証人は、独立の生計を営む者（入学の許可を受けようとする者と生計を一にする者を除く。）でなければならない。
- 3 第一項前段の場合において、入学の許可を受けようとする者が第七条第二号の規定により調査書を提出した者であるときは、最終学校の卒業証明書を併せて提出しなければならない。

(入学の許可に係る書類)

第十条 条例第六条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 第七条の規定により提出された書類
- 二 前条第一項の規定により提出された書類

(入寮)

第十一条 大学に在籍する者（以下「学生」という。）は、大学の寮に入ることができるものとする。

- 2 寮の管理に関し必要な事項は、校長が定める。

(休学及び復学手続)

第十二条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、継続して一月以上休学しようとするとき

は、身元引受人と共に記名した様式第五号の休学願に医師の診断書又は休学しようとする理由を記載した書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により休学した学生が復学しようとするときは、身元引受人と共に記名した様式第六号の復学届を校長に提出しなければならない。

(退学手続)

第十三条 学生は、病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、身元引受人と共に記名した様式第七号の退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転籍)

第十四条 短期農業学科に在籍する者は、相当の学力があると認められたときは、野菜学科、水田複合学科、花植木学科又は酪農学科（次条第一項、第十八条及び別表において「野菜学科等」という。）に転籍することができるものとする。

- 2 前項に規定する学力の認定は、校長が行う。

(在籍期間)

第十五条 大学校に在籍することができる期間の上限は、野菜学科等にあつては四年、短期農業学科にあつては二年とする。

- 2 前項に規定する期間の上限には、第十二条第一項の規定により許可を受けた休学の期間を含むものとする。

(授業科目及び履修の認定)

第十六条 校長は、第四条の教育課程において設定する各教科について、別に授業科目を定めるものとする。

- 2 校長は、前項の授業科目の履修について、出席の状況、筆記試験及び論文の成績等に基づいてその認定を行い、所定の単位を与えるものとする。

(教育課程の修了)

第十七条 校長は、所定の単位数を取得した者に対し、教育課程の修了を認定するものとする。

(専門士の称号)

第十八条 野菜学科等を修了した学生は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十一条の二の規定に基づき、専門士と称することができる。

(卒業)

第十九条 校長は、所定の教育課程を修了した学生に対し、様式第八号の卒業証書を授与するものとする。

(褒賞)

第二十条 校長は、学業に精励し、その成績が優秀であり、他の学生の模範となる学生を褒賞することができる。

(授業料の納付)

第二十一条 条例第七条第一項に規定する授業料は、四月一日から九月三十日までを前期、十月一日から翌年三月三十一日までを後期とし、その年額の二分の一に相当する額を、前期にあつては四月三十日までに、後期にあつては十月三十一日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要があると認めるときは、授業料の納付を猶予することができる。

- 3 前期又は後期の途中において復学した者の当該期分の授業料は、復学の日から校長が指定する期日までに納付しなければならない。

第二十二条 前期又は後期の途中において卒業若しくは退学をした者又は死亡等により除籍をされた者は、当該卒業若しくは退学又は除籍の日の属する月の翌月から授業料の納付を要しない。

- 2 学生が月の全日数を休学した場合は、当該休学した月の授業料の納付を要しない。

(授業料の減免の額)

第二十三条 条例第八条の規定による授業料の減額又は免除（以下「減免」という。）は、月を単位として期間を定めて行うものとし、授業料の減免の額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た額の全額又は三分の二、三分の一若しくは四分の一の額（百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

（減免手続及び決定）

第二十四条 授業料の減免を受けようとする者は、校長が別に定める授業料減免申請書に減免の理由を証明する書類その他必要な書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、別に定める審査基準に従い、減免の決定を行うものとする。

（減免の取消し）

第二十五条 校長は、授業料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その減免を取り消すものとする。

一 本人から辞退の申出があったとき。

二 授業料の減免を必要としない理由が生じたと認められたとき。

2 校長は、授業料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その減免を取り消すことができる。

一 授業料の減免申請に不正があると認められたとき。

二 学業成績が著しく不良となったと認められたとき。

三 学生たるにふさわしくない行為があったと認められたとき。

（授業料の還付）

第二十六条 条例第九条ただし書の規定による授業料の還付は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額について行うものとする。

一 第二十一条第一項に該当するとき 既に支払った授業料のうち、同項の規定に従い納付を要しない額

二 第二十一条第二項に該当するとき 既に支払った授業料のうち、同項の規定に従い納付を要しない額

三 第二十三条第二項の規定により減免が認められたとき 既に支払った授業料のうち、減免されることとなった額

四 その他特に校長が必要と認められたとき 校長が必要と認められた額

（委任）

第二十七条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第八条から第十条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第二項に規定する期間における改正後の第六条、第七条及び第十二条の規定の適用については、「担い手養成部」とあるのは「担い手養成部又は養成部門」とする。

3 条例附則第二項の規定により大学校の養成部門に在籍する者に係る定員、専攻コース、教育課程、休学手続、復学手続、退学手続、卒業及び褒賞については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年三月十五日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年八月十日規則第七十一号）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第一号（一）から様式第一号（三）までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県農業大学校管理規則の規定は、平成二十年四月一日以後に埼玉県農業大学校の

担い手養成部に入学する者について適用し、平成二十年三月三十一日において埼玉県農業大学校の担い手養成部に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第六十六号）

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条、第三条第一項、第四条、第十五条第一項及び別表第一号の規定は、この規則の施行の日以後に埼玉県農業大学校の担い手養成部に入学する者について適用し、この規則の施行の際現に埼玉県農業大学校の担い手養成部に在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年十二月二十四日規則第六十九号）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定（同条を第七条とする部分を除く。）、第九条の改正規定（同条を第八条とする部分を除く。）、様式第一号（二）及び様式第一号（三）を削る改正規定、様式第一号（一）の改正規定（「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改める部分を除く。）、同様式を様式第一号とする改正規定並びに様式第三号（一）及び様式第三号（二）の改正規定（「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改める部分を除く。）は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県農業大学校管理規則の規定（第六条の規定を除く。）は、平成二十七年四月一日以後に埼玉県農業大学校に入学する者について適用し、同年三月三十一日において埼玉県農業大学校の担い手養成部に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第四十六号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第四十五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和六年六月二十八日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二十二條の規定は、令和六年度に係る授業料から適用する。

附 則（令和八年三月三十一日規則第四十四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定、第二十六条を第二十七条とし、第十八条から第二十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に一条を加える改正規定並びに様式第八号（一）及び様式第八号（二）の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第九条、第十二条、第十三条及び様式第四号（一）から様式第七号までの規定は、令和九年四月一日以後に埼玉県農業大学校に入学する者について適用し、同年三月三十一日において埼玉県農業大学校に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の埼玉県農業大学校管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第四條關係）

一 野菜学科等

区分		教科	単位	授業時間	
教養教科		社会 心理 文学 統計・情報 英語 生物学 体育	七単位	一三五時間	
専門教科	共通教科	野菜学科、水田複合学科、花植木学科	農業政策 農業基礎技術 農業経営 農産物流通 食品 農業基礎演習 農業基礎実験	二八単位 五一〇時間	
		酪農学科	農業政策 農業基礎技術 農業経営 農産物流通 食品 農業基礎演習 農業基礎実験	三一単位 五五五時間	
	専攻別教科	野菜学科	施設栽培専攻	施設野菜各論 施設野菜実習 卒業論文	六三単位 一、七八五時間
			露地栽培専攻	露地野菜各論 露地野菜実習 卒業論文	六三単位 一、七八五時間
		水田複合学科	水田複合専攻	水田複合各論 水田複合実習 卒業論文	六三単位 一、七八五時間
		花植木学科	花き専攻	花き各論 花き実習 卒業論文	六三単位 一、七八五時間
			植木造園専攻	植木造園各論 植木造園実習 卒業論文	六三単位 一、七八五時間
		酪農学科	酪農専攻	酪農各論 酪農実習 卒業論文	六〇単位 一、七四〇時間

二 短期農業学科

区分		教科	単位	授業時間
専門教科	共通教科	短期野菜専攻、有機農業専攻	農業政策 農業基礎技術 農業経営 食品 農産加工 農業基礎演習	五単位 七五時間
	専攻別教科	短期野菜専攻	野菜各論 野菜実習	三一単位 八二五時間
		有機農業専攻	有機農業各論 有機農業実習	三一単位 八二五時間

(以下様式省略)